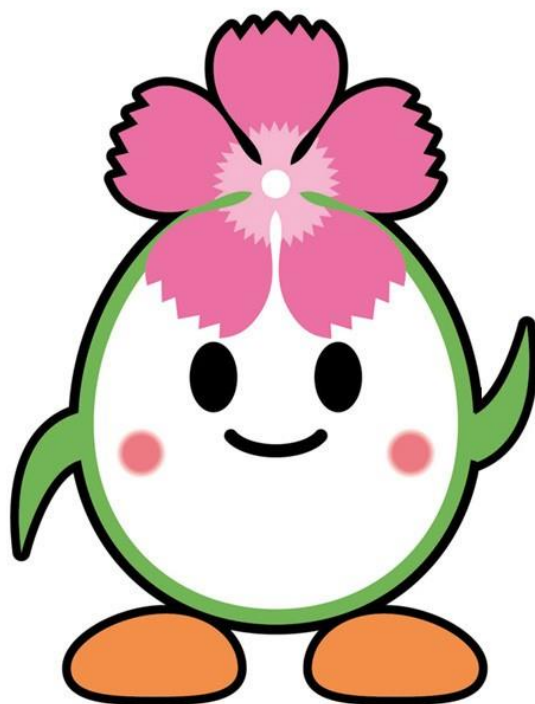


東住吉区地域福祉計画

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度



2024（令和6）年3月
大阪市東住吉区役所

目 次

第1章 東住吉区地域福祉計画(2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)策定にあたって ……	1
(1) 計画策定の背景と経過 ……	1
(2) 計画の位置づけ ……	2
(3) 計画の期間 ……	2
第2章 東住吉区地域福祉の現状と課題 ……	3
(1) 東住吉区の概況 ……	3
(2) 人口および世帯の推移 ……	4
(3) その他福祉関連の状況 ……	8
(4) 地域福祉に関連する実態調査等の状況 ……	10
(5) 統計データ等から見える東住吉区における地域福祉の課題 ……	15
第3章 地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と推進目標 ……	16
(1) 5つの基本的な考え方 ……	16
(2) 地域福祉の推進目標 ……	17
第4章 取り組みの方向性と区役所が重点的に取り組む事業 ……	18
(1) 気にかける・つながる・支え合う地域づくり(見守り支援の充実) ……	18
(2) 誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援の充実 ……	20
第5章 東住吉区地域福祉計画の推進に向けて ……	24
(1) 東住吉区社会福祉協議会との連携 ……	24
(2) 東住吉区地域支援システム ……	24
(3) 東住吉区地域福祉推進会議 ……	24
東住吉区地域支援システム図 ……	25

第1章 東住吉区地域福祉計画（2024(令和6)年度～2026(令和8)年度）策定にあたって

（1）計画策定の背景と経過

社会の構造が変化し、地域で生活していくうえでの福祉課題が一層複雑化、多様化、深刻化しているなかで、だれもが自分らしく安心して暮らしていくために、地域に関わるあらゆる人々や組織の力をあわせて、多くの課題に効果的に対応していくことが求められています。

大阪市では平成24年12月に「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」の考え方のもと、地域福祉においても、市全体で画一的な手法を用いるのではなく、それぞれの区が、地域の実情に応じて主体的に取り組むことを支援するため、「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

各区では、この指針に沿って、区の実情にあった「区地域福祉計画」を順次策定し、それぞれ区の特色ある地域福祉の取り組みが進められているところです。

東住吉区においても、平成26年3月に「東住吉区地域福祉計画（2014(平成26)年度～2023(令和5)年度）」を策定し、東住吉区の地域福祉を推進していくうえでの課題と、長期的な視点で取り組んでいくべき方向性、その実現のために区役所が先導的・重点的に取り組む事業を定め、取り組んでいます。

平成30年12月には、東住吉区地域福祉計画を補完し、地域福祉の取り組みを社会情勢に合わせて柔軟に対応するため、東住吉区地域福祉3カ年計画（2018(平成30)年度～2020(令和2)年度）を策定しました。また、令和3年6月には、東住吉区地域福祉3カ年計画（2021(令和3)年度～2023(令和5)年度）を策定し、地域福祉の取り組みを進めています。

東住吉区地域福祉計画および東住吉区地域福祉3カ年計画は令和5年度で計画期間が満了します。そこで、令和6年度以降の東住吉区での地域福祉の取り組みを進めるにあたり、地域福祉計画と地域福祉3カ年計画を一体化して、東住吉区地域福祉計画（2024(令和6)年度～2026(令和8)年度）を策定し「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」に引き続き取り組んでいきます。

※ この計画では、地域での生活のしづらさや日常生活での不便や困難など、多くの人が共感しあえる生活課題を“困りごと”と表現しています。

【地域福祉】とは、だれもが地域のなかで、地域とのつながりをもち、健康で安心して心豊かに暮らしていけるように、地域のあらゆる力をあつめて、地域に合った福祉のしくみをつくることです。

だれもが、困ったときはサービスの受け手になり、たとえ小さくてもできる範囲でサービスの担い手にもなってお互いに支えあうことで、地域で暮らし続けられるようにすると同時に、あたたかなつながりのある、住みよいまちをつくっていくことをめざしています。

(2) 計画の位置づけ

大阪市地域福祉基本計画は区の地域福祉計画等と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものであり、基本理念や市全体で実施すべき基礎的な取り組み等を示し、区の地域福祉の取り組みを支える計画となっています。

東住吉区地域福祉計画は、大阪市地域福祉基本計画で示された基本理念や基本目標に基づき、東住吉区将来ビジョン（2021～2025）で定めた将来像である「子どもが輝き、みんながしあわせなまち」を実現するための取り組みのうち、地域福祉に関する取り組みを推進するにあたり、行政と区民や団体、事業者などの皆さんが協働ですすめていくうえでの指針となるものです。

そのため、大阪市が定めた大阪市地域福祉推進指針をふまえつつ、東住吉区の特性や区民のニーズに基づく取り組みを掲げています。

また、この計画は、平成26年度から取り組んできた東住吉区地域福祉計画を引き継ぎ、発展させた計画であり、これまでの取り組みの成果や課題も反映されるよう推進します。

(3) 計画の期間

東住吉区地域福祉計画の推進期間については、区民のニーズや社会情勢の変化などに柔軟に対応していくため、大阪市地域福祉基本計画の計画期間と合わせ、令和6年度～令和8年度の3年間とします。

参考：東住吉区地域福祉計画の策定状況

H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6 ～ R8
東住吉区 地域福祉計画 H26 年 3 月策定 計画期間:H26 年度～R5年度 (2014～2023 年度)										東住吉区 地域福祉計画 計画期間:令和 6～8 年度 (2024～2026 年度)
東住吉区地域福祉計画を補完するための計画										
東住吉区 地域福祉 3 カ年計画 計画期間:H30～R2 年度 (2018～2020 年度)					東住吉区 地域福祉 3 カ年計画 計画期間:R3～R5 年度 (2021～2023 年度)					
大阪市地域福祉基本計画										
大阪市 地域福祉基本計画 計画期間:H30～R2 年度 (2018～2020 年度)					大阪市 地域福祉基本計画 計画期間:R3～R5 年度 (2021～2023 年度)			大阪市 地域福祉基本計画 計画期間:R6～R8 年度 (2024～2026 年度)		

第2章 東住吉区の地域福祉の現状と課題

(1) 東住吉区の概況

東住吉区では、第二次世界大戦後から昭和40年にかけて急速に住宅開発がすすみ、現在では区域の約90%が閑静な住宅地域となっています。また、大阪都心へ出るのに便利な場所であることから、近年はワンルームマンション等も含めた集合住宅が増えています。

区の人口は、昭和40年をピークとして減少を続けていましたが最近は増加傾向にあります。年齢別の人口割合でみると65歳以上の高齢者人口は増加していますが、0～14歳の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口は減少しています。地域別にみても新たな集合住宅の建設によって若い世代や子どもなどが流入し、人口が増加しているところもあり、地域によって人口推移に違いが出ています。世帯数についても増加傾向にあり、世帯の小規模化がすすんでいます。また、近年は外国人人口の増加もみられます。

区内には小学校区ごとに14の地域があり、地域住民のコミュニティが形成されています。また、平成24年度末には全地域で地域活動協議会が設立され、連合振興町会をはじめとした地域団体等が地域の課題を共有し、地域福祉や青少年の健全育成・生涯学習、防災・防犯、コミュニティなどをテーマとして、地域の特性を活かした活動が展開されています。

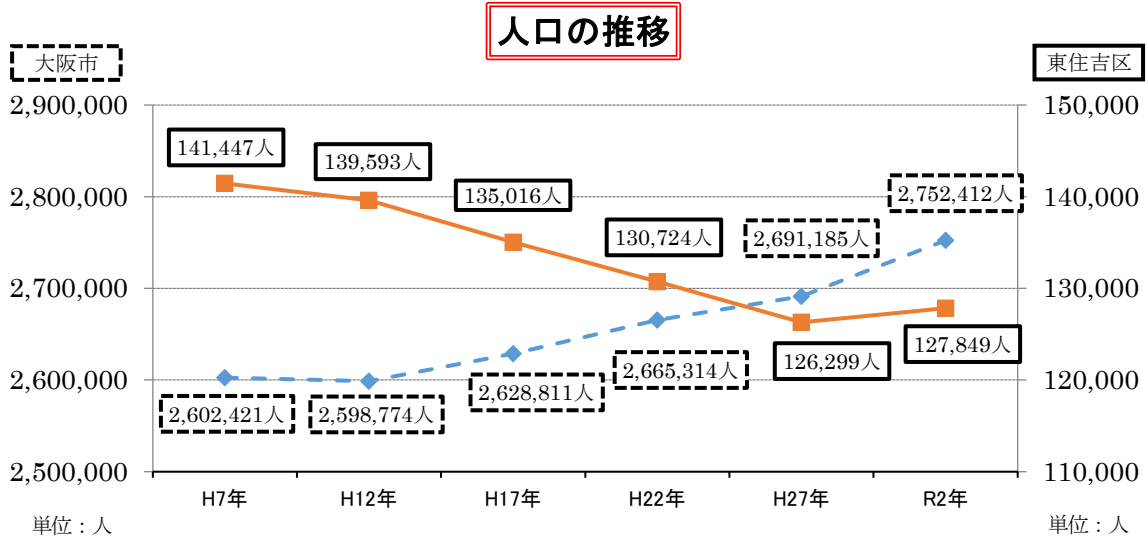
区内を走るOsaka Metro谷町線・御堂筋線、近鉄南大阪線、JR大和路線・阪和線の駅付近は商店街が形成されており、特に駒川商店街は、大阪市内でも有数の商店街として知られています。区の南西部の一角を占める長居公園は市内第3位の大きな公園で、園内には大阪市長居障がい者スポーツセンターやヤンマースタジアム長居をはじめとする各種スポーツ施設、植物園や自然史博物館などの文化施設があり、障がいのある人やない人、また、性別や年齢を問わず多くの市民から親しまれています。

東住吉区は、令和3年に「子どもが輝き、みんながしあわせなまち」を将来像とした東住吉区将来ビジョン(2021～2025)を策定し、将来像を実現するための3つの目標(「みんなで子どもを育てるまち」「みんなが健康で安心して暮らせるまち」「みんながつながるまち」)を定め施策・事業に取り組んでいます。また、区民等で構成する委員による区政会議を設置し、区政や区役所が実施する事業への意見交換や評価を通じて、区民の意見を反映した区政運営を推進しています。

(2) 人口および世帯の推移

<人口の推移>

大阪市 HP 国勢調査 小地域集計 独自集計より

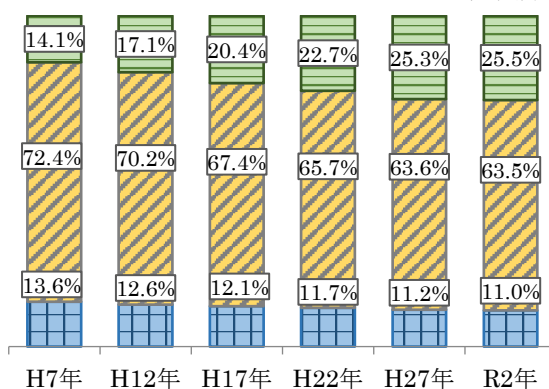


大阪市全体・東住吉区ともに人口増加となっている。

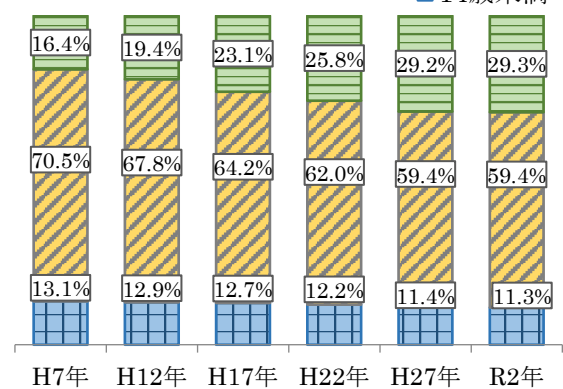
*大阪市の人口は、平成17年から増加傾向にあり平成27年と令和2年の比較では2.28%増加している。

*東住吉区の人口は減少傾向にあったが、平成27年と令和2年の比較では1.23%増加している。

**年齢3区分人口の割合
(大阪市)**



**年齢3区分人口の割合
(東住吉区)**



大阪市全体・東住吉区ともに、65歳以上の人口割合が増加しており、14歳未満の人口割合および15～64歳の人口割合が減少している。

*大阪市と比べ東住吉区の65歳以上および14歳未満の人口割合は高くなっている。

*大阪市と比べ東住吉区の15～64歳の人口割合は低くなっている。

地域ごとの人口

単位:人

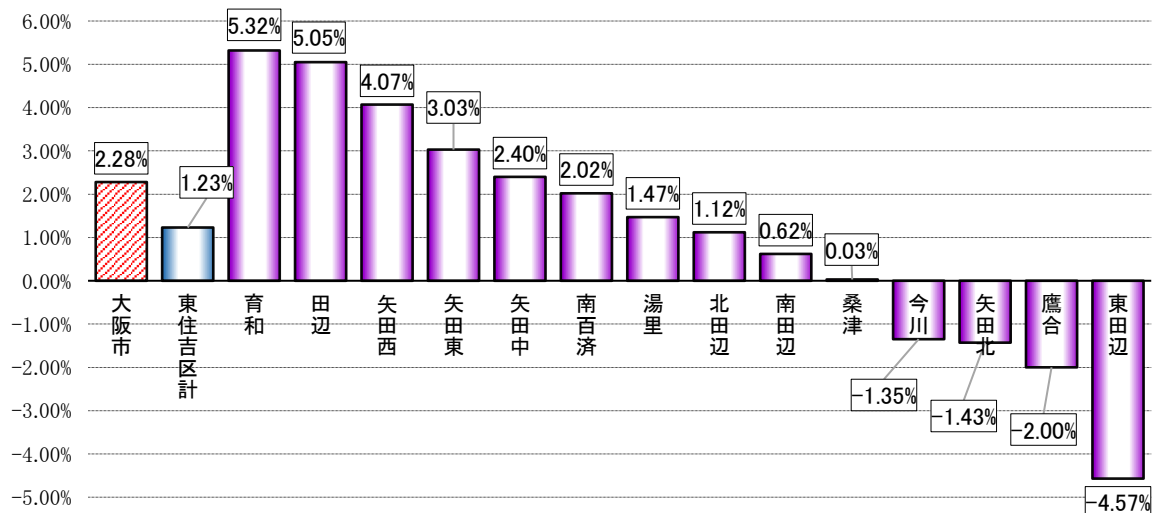
地域\年次	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
大阪市	2,602,421	2,598,774	2,628,811	2,665,314	2,691,185	2,752,412
東住吉区	141,447	139,593	135,016	130,724	126,299	127,849
育和	13,222	13,174	13,416	13,111	12,590	13,260
桑津	15,206	15,324	15,030	15,310	14,940	14,945
北田辺	9,910	9,755	9,526	9,686	9,322	9,426
今川	13,306	13,523	13,114	12,747	12,020	11,858
田辺	10,949	11,154	10,379	9,781	9,859	10,357
南田辺	12,532	12,671	12,446	12,307	12,340	12,417
東田辺	8,056	8,136	7,862	7,345	7,214	6,884
南百済	11,943	11,529	10,407	10,081	9,817	10,015
湯里	5,456	5,995	5,882	5,650	5,494	5,575
鷹合	8,592	8,173	8,615	8,083	7,915	7,757
矢田北	6,123	5,825	5,567	5,302	4,809	4,740
矢田東	9,722	8,839	8,377	7,846	7,602	7,832
矢田中	7,845	7,331	7,020	6,631	5,864	6,005
矢田西	8,585	8,164	7,375	6,844	6,513	6,778

東住吉区内の各地域においては平成27年と令和2年の比較では概ね増加となっている。

*これまで減少傾向であった東住吉区の人口は、平成27年と令和2年の比較では1,550人増加している。

*各地域では14地域のうち10地域で増加しており、4地域では減少している。

人口の増減割合(平成27年と令和2年の比較)



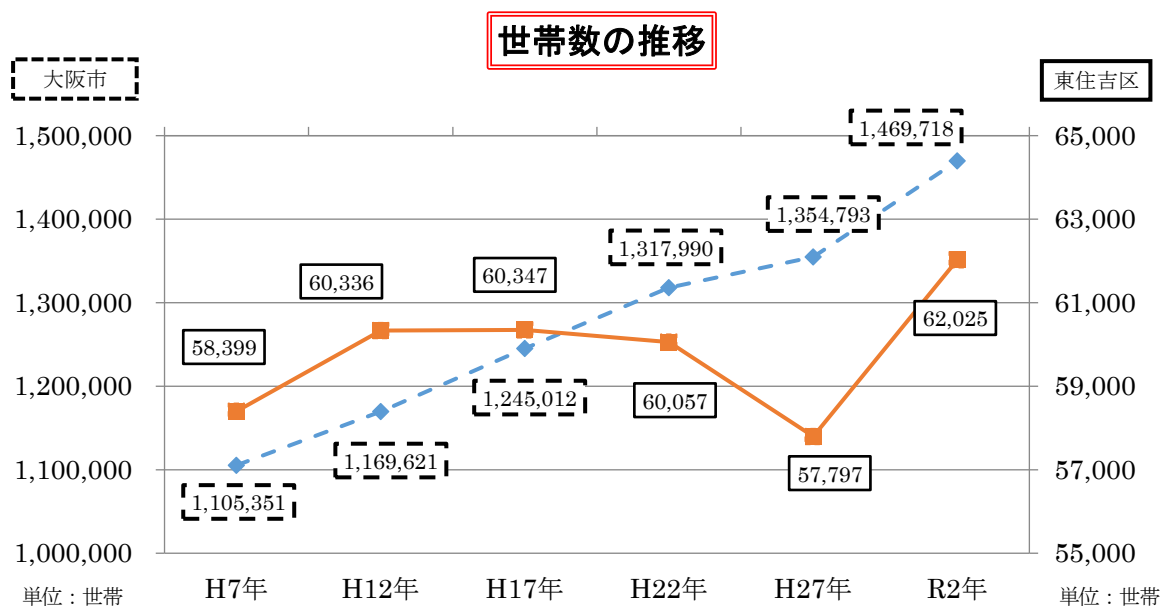
東住吉区内の各地域によって人口の増減割合に差がみられる。

*大阪市の人口増加割合に比べ東住吉区の人口増加割合は低くなっているが、東住吉区全体の人口はこれまでの減少傾向から増加傾向へと変化している。

*東住吉区内14地域のうち5地域は、大阪市の人口増加割合を上回っている。

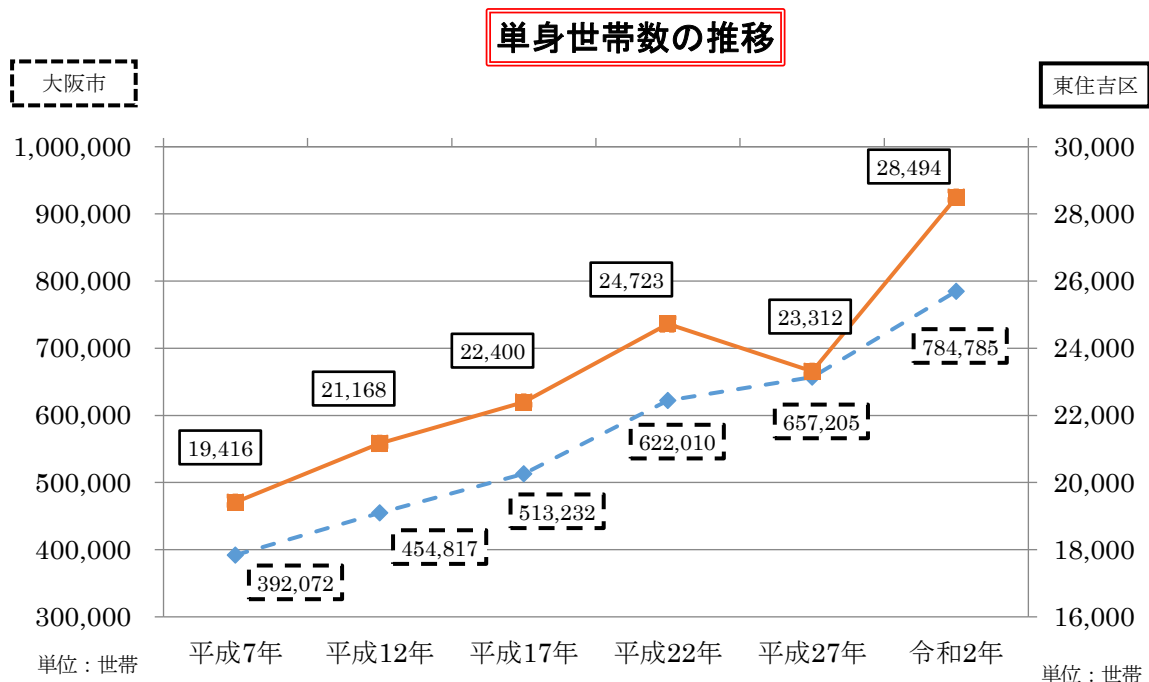
＜世帯の推移＞

大阪市 HP 国勢調査 小地域集計 独自集計より



大阪市全体・東住吉区ともに世帯数は増加している。

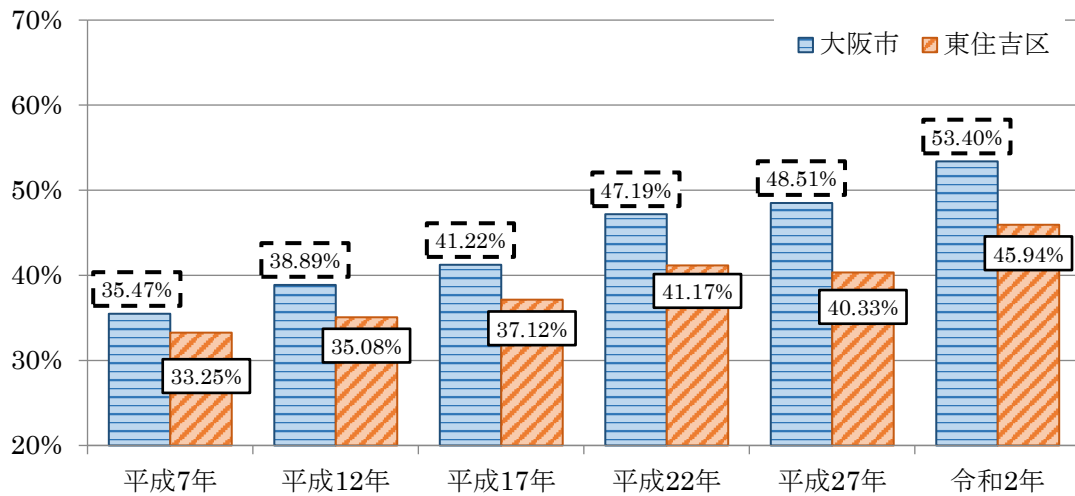
＊大阪市全体の世帯数は引き続き増加の傾向にある。東住吉区の世帯数は、平成 22 年から減少傾向にあったが、平成 27 年と令和 2 年の比較では世帯数が増加している。



大阪市全体・東住吉区ともに単身世帯数は増加している。

＊大阪市全体の単身世帯数は引き続き増加の傾向にある。東住吉区の単身世帯数は、平成 27 年に減少したが、令和 2 年には再び増加（22.2%増）している。

単身世帯の割合

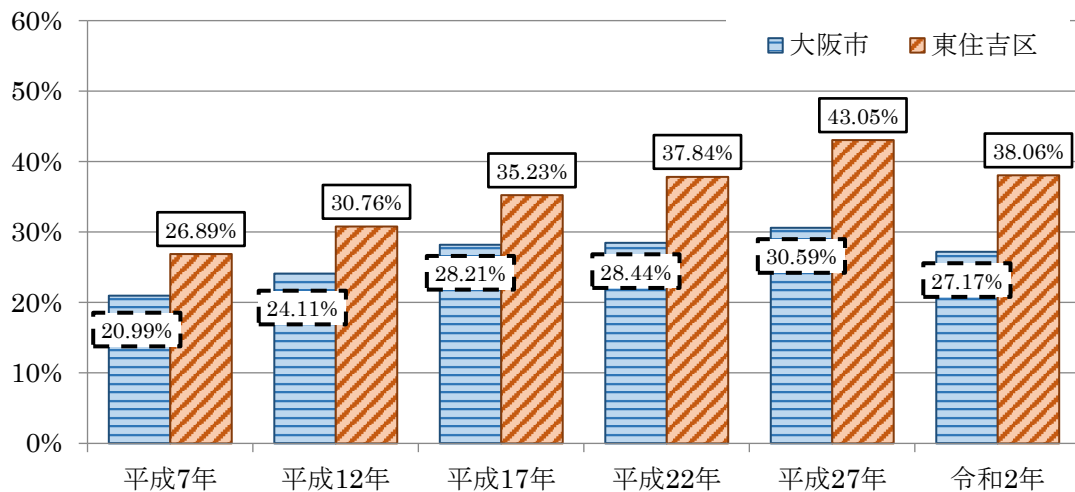


大阪市全体・東住吉区ともに全世帯における単身世帯の割合は増加している。

*大阪市全体の単身世帯割合は引き続き増加の傾向にある。東住吉区の単身世帯割合は、平成27年に減少したが、令和2年には再び増加している。

*平成7年の全世帯における単身世帯の割合は大阪市全体で約35%、東住吉区で約33%となっていたが、令和2年には大阪市全体では50%を超え、東住吉区では約46%に増加している。

単身世帯のうち65歳以上の高齢単身者の割合



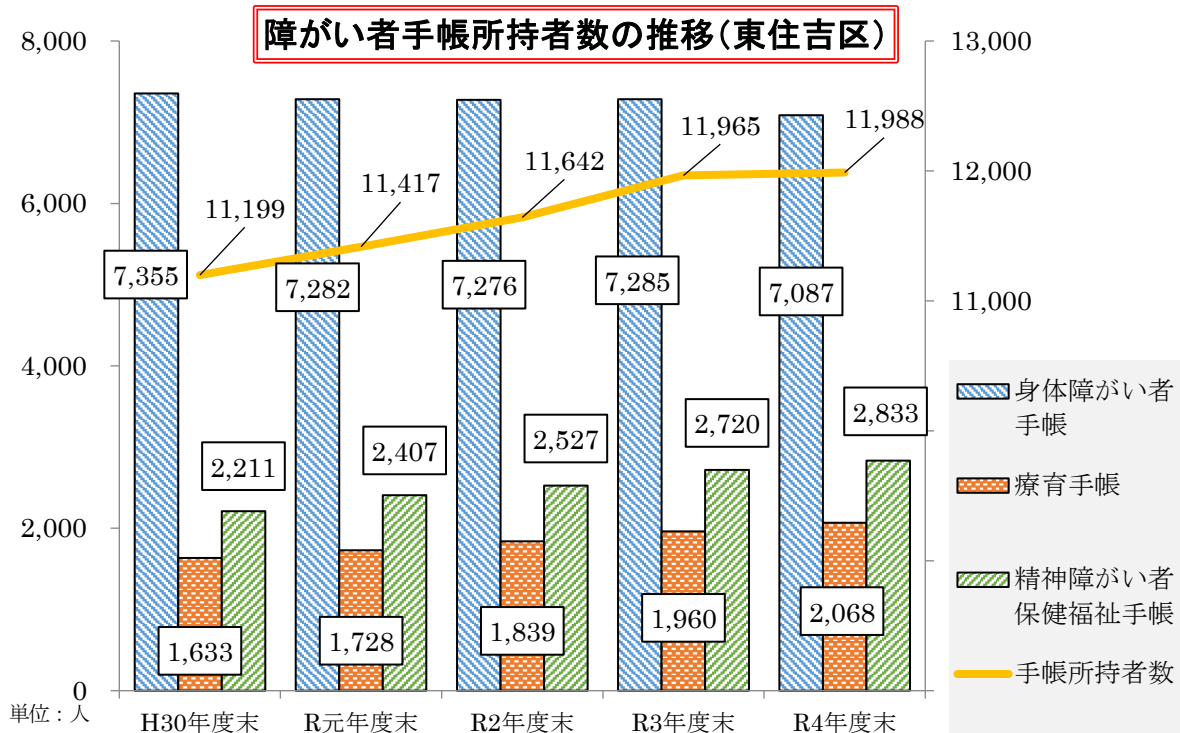
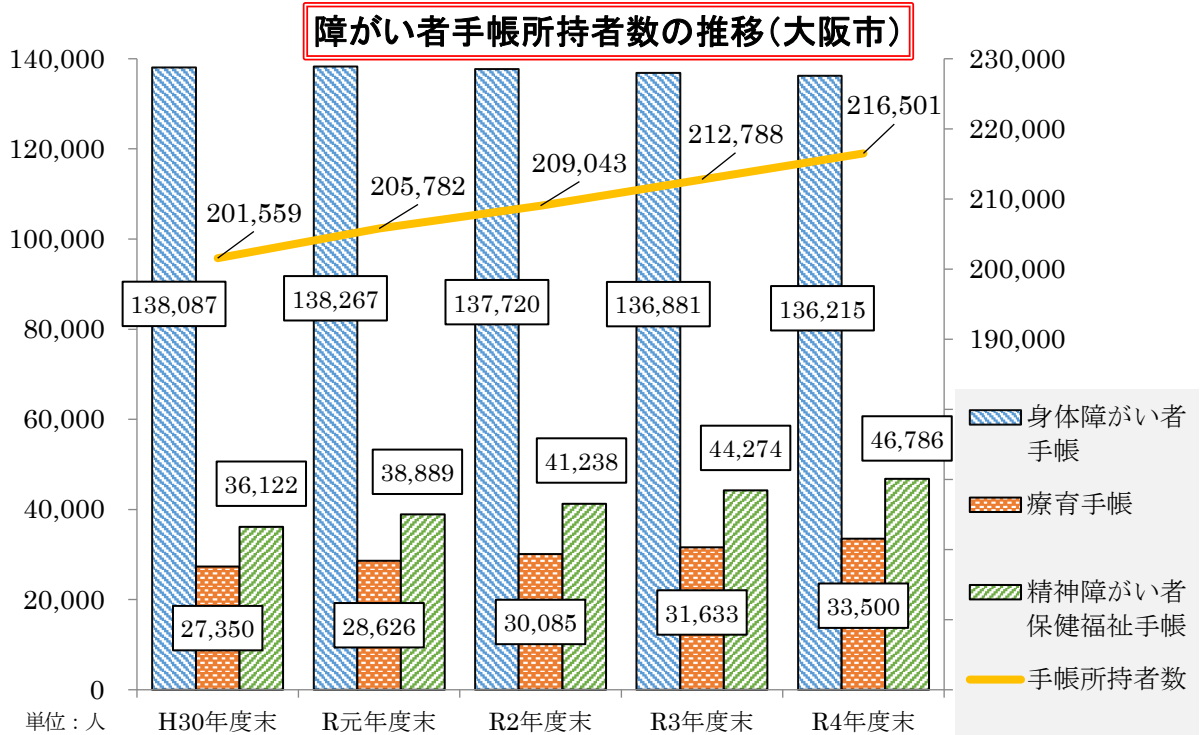
大阪市全体・東住吉区ともに高齢単身世帯は増加傾向にある。

*大阪市全体・東住吉区ともに単身世帯のうち高齢単身世帯の割合は平成27年まで増加傾向だったが、大阪市全体・東住吉区ともに令和2年は減少している。

*単身世帯のうち高齢単身世帯の割合は大阪市全体と比べて東住吉区は高くなっており、令和2年は約11%高くなっている。

(3) その他福祉関連の状況

大阪市 HP 区政概要より

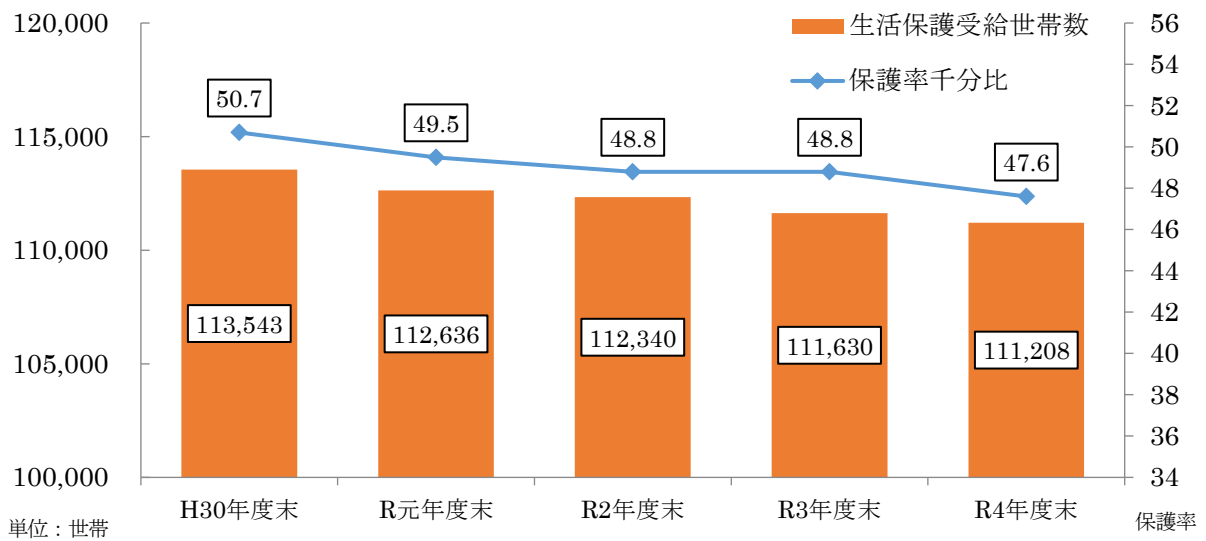


東住吉区の障がい者手帳所持者数は大阪市全体同様に増加している。

*大阪市全体の障がい者手帳所持者数は増加している。特に、療育手帳所持者数は4年間で約 1.2 倍、精神障がい者保健福祉手帳所持者は4年間で約 1.3 倍となっている。

*東住吉区の障がい者手帳所持者数は増加している。特に、療育手帳所持者数は4年間で約 1.3 倍、精神障がい者保健福祉手帳所持者も4年間で約 1.3 倍となっている。

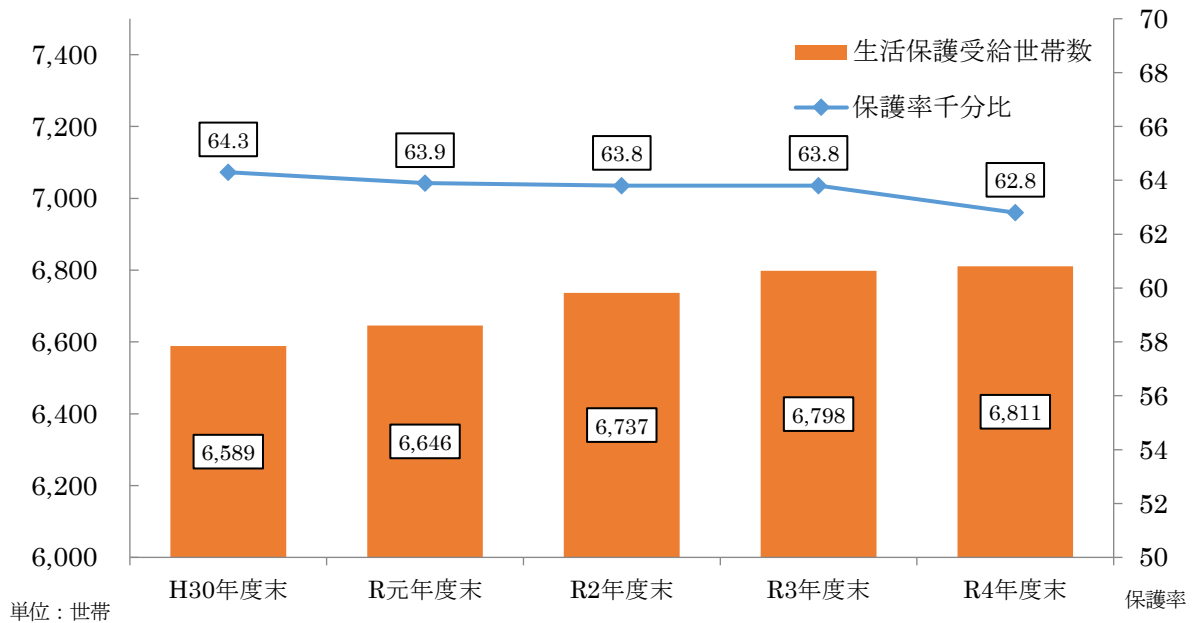
生活保護受給世帯数・保護率の推移(大阪市)



大阪市全体の生活保護受給世帯数・保護率ともに年々減少している。

*大阪市全体の生活保護受給世帯数・保護率ともに減少の傾向がみられる。

生活保護受給世帯数・保護率の推移(東住吉区)



東住吉区の生活保護受給世帯数は増加しているが、保護率は減少している。

*東住吉区の生活保護受給世帯数について、平成30年度以降は増加傾向にある。保護率については、世帯数の増加により平成30年度以降は減少傾向にあるが、大阪市全体と比較して、ゆるやかな減少となっている。

*令和4年度末時点の東住吉区の保護率は、「西成区」「生野区」「平野区」に次いで4番目の高さとなっている。

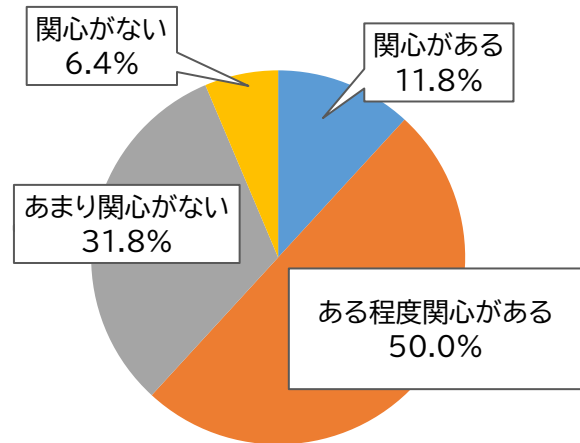
(4) 地域福祉に関連する実態調査等の状況

<地域福祉実態調査の状況>

令和4年度 大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書より
東住吉区民の回答のみを抜粋した参考データ

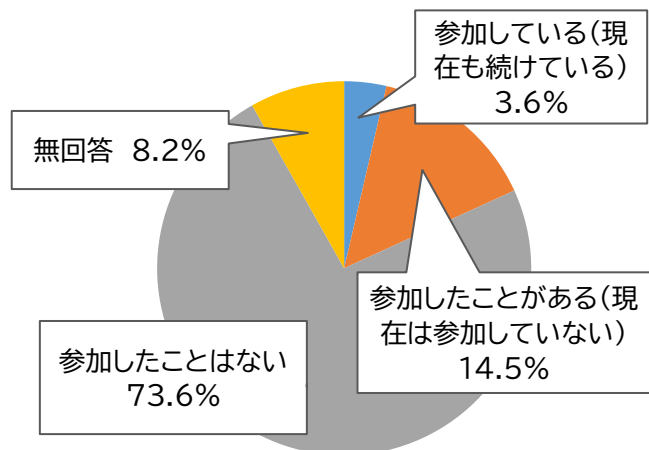
地域福祉活動への関心

大阪市内各区の小地域（おおむね小学校区）で展開されている
地域福祉活動※への関心度



地域福祉活動への参加状況

過去3年以内の大阪市内各区の小地域（おおむね小学校区）で
展開されている地域福祉活動※への参加状況



※地域福祉活動

大阪市内各区の小地域（おおむね小学校区）で展開されている、住民が互いに支え合うための、さまざまな活動

地域福祉活動の例

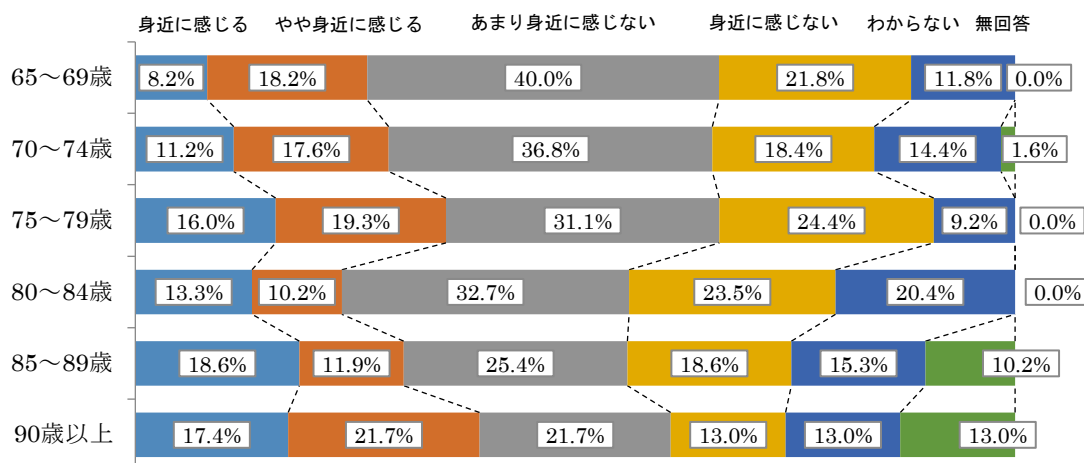
- *高齢者食事サービス
- *ふれあい喫茶などのサロン活動
- *地域住民による日常的な訪問などによる見守り活動
- *地域防災(訓練や地区防災計画策定など)に関する活動
- *子育てサロン
- *児童の登下校時の見守り活動
- *こども食堂などの子どもの居場所づくりに関する活動
- *外国籍住民・留学生等について交流や支援をする活動
- *折り紙や昔遊びなどを通じた地域の高齢者と子どもとの世代間交流活動
- *市民後見人活動 など

地域福祉活動への関心はあるが、参加したことがない方が多い状況である。

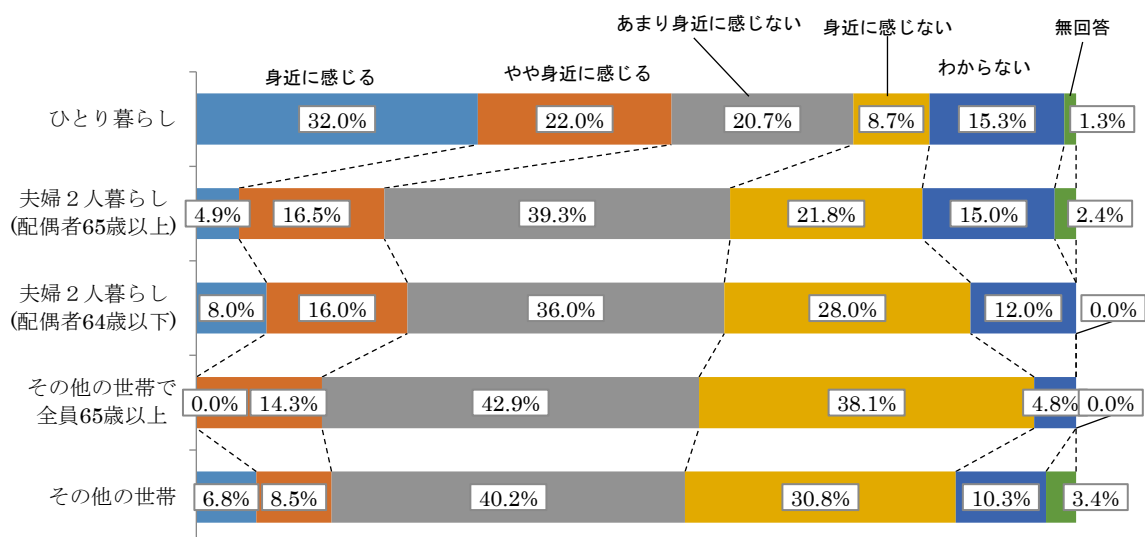
*関心度の調査では、「関心がある」「ある程度関心がある」と回答した方が61.8%となっており、6割を超える方が地域福祉活動への関心を持っている。

*地域福祉活動への参加状況の調査では、「参加したことはない」と回答した方が73.6%となっており、関心はあるが、参加したことはないという方の割合が多いことが推測される。

孤立死に対してどう考えているか（年齢別）



孤立死に対してどう考えているか（世帯状況別）

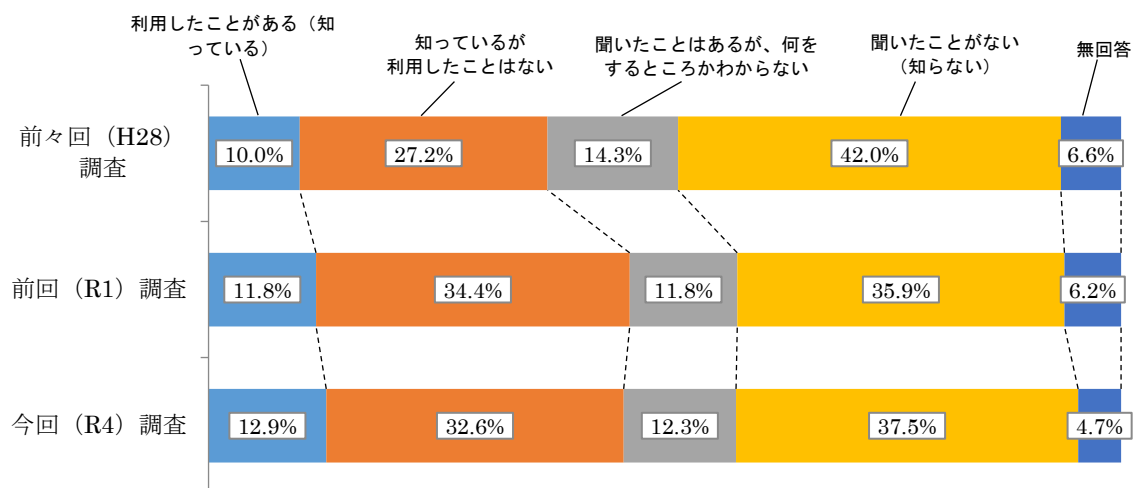


孤立死については、一定の割合の方が「身近に感じる」「やや身近に感じる」と回答している。

*年齢別でみると、80歳代の割合が低くなっているものの、年齢が高くなるにつれて孤立死を「身近に感じる」「やや身近に感じる」と回答した方の割合が高くなる傾向がみられる。90歳以上の方では、孤立死を「身近に感じる」「やや身近に感じる」と回答した方を合わせると39.1%となっている。

*世帯状況別でみると、孤立死を「身近に感じる」「やや身近に感じる」と回答した方の割合は、ひとり暮らし世帯で高くなっており、孤立死を身近に感じている方の割合は半数以上（54.0%）となっている。

地域包括支援センター・総合相談窓口(ブランチ)の利用状況

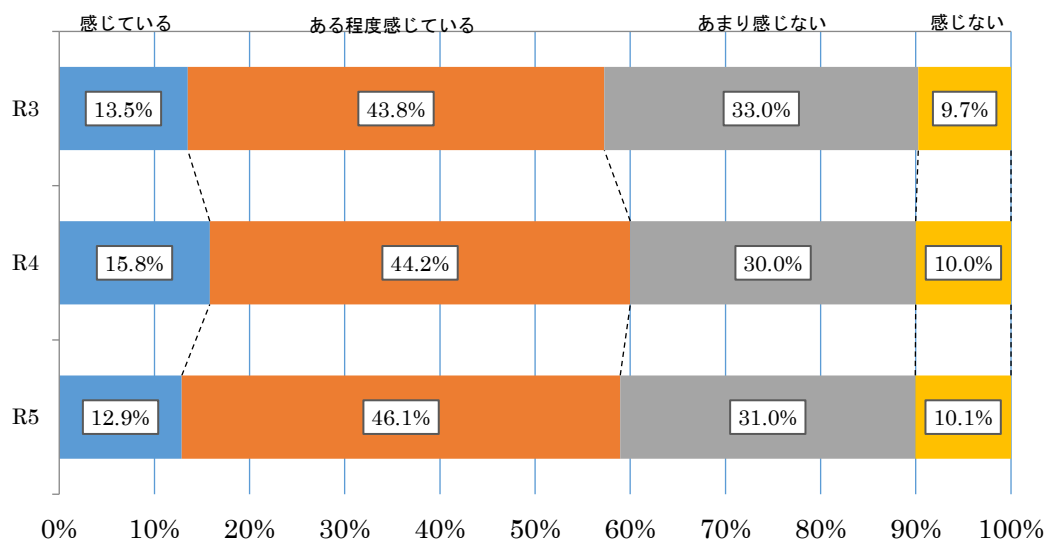


地域包括支援センターや総合相談窓口（ブランチ）の利用状況については、「利用したことがある（知っている）」「知っているが利用したことはない」と回答した方（知っている方）が今回の調査では約45%となっている。

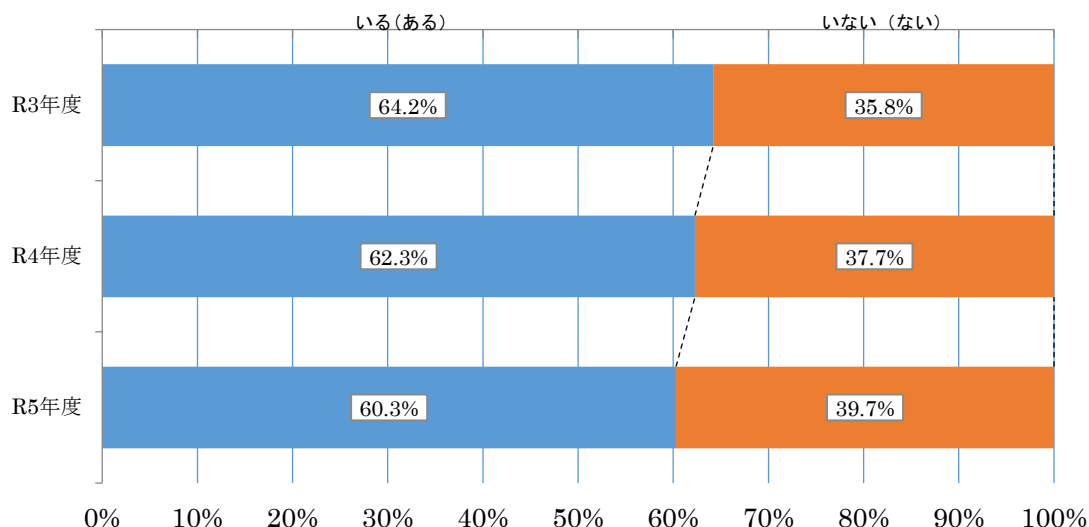
＊「利用したことがある（知っている）」と回答した方の割合は調査ごとに増えている。

＊約4割の方が地域包括支援センターや総合相談窓口（ブランチ）について「聞いたことがない（知らない）」と回答している。

**居住する身近な地域において
「声かけ」「見守り」「助け合い」「支え合い」があると感じているか**



**健康や福祉・介護のことで困ったときに
身近に相談できる人(場所)がいる(ある)か**



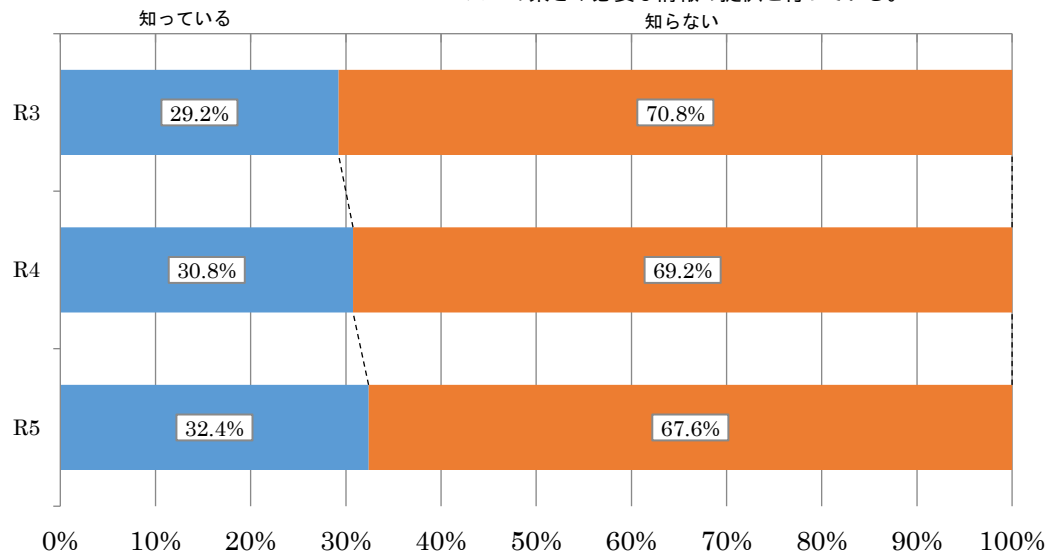
身近な地域での「声掛け」「つながり」「助け合い」「支え合い」について、「感じている」「ある程度感じている」と回答した方の割合は約6割で、約4割の方が「あまり感じない」「感じない」と回答している。また、福祉や介護に関して身近に相談できる人(場所)が「いない(ない)」と回答した方の割合は、約4割へ増加している。

*身近な地域での「声かけ」「見守り」「助け合い」「支え合い」について、「感じている」「ある程度感じている」と回答した方の割合が令和3年度の57.3%から令和5年度は59.0%と増加している。

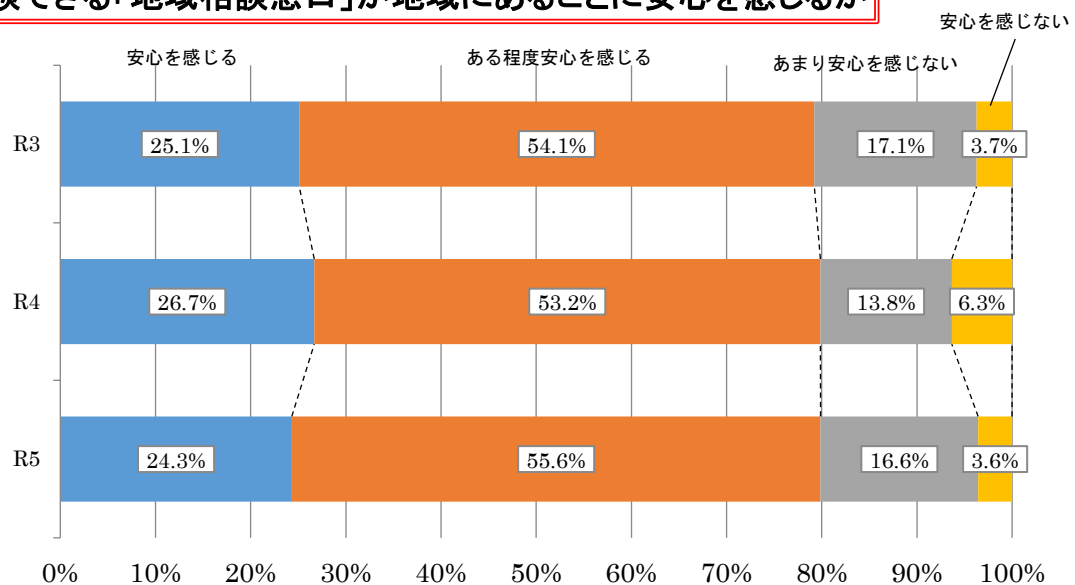
「地域相談窓口」※の認知度

※地域相談窓口

区内14地域それぞれの会館に「地域相談窓口」があり、地域福祉サポーターが高齢者・障がい者等からの相談に応じ、公的サービスへの繋ぎや必要な情報の提供を行っている。



「家族・親族」以外に福祉・介護や健康に関する困りごとを相談できる「地域相談窓口」が地域にあることに安心を感じるか



地域相談窓口の認知度については、全体で約3割となっているが、福祉・介護などに関する困りごとを「家族・親族」以外に相談できる「地域相談窓口」が地域にあることに「安心を感じる」「ある程度安心を感じる」と回答した方の割合は全体で約8割となっている。

＊福祉・介護などに関する困りごとの地域相談窓口の認知度については、約3割と低い数値となっているが増加傾向にある。

＊福祉・介護などに関する困りごとを「家族・親族」以外に相談できる「地域相談窓口」が地域にあることに「安心を感じる」「ある程度安心を感じる」と回答した方の割合は、約8割で推移している。

(5) 統計データ等から見てくる東住吉区における地域福祉の課題

単身高齢者世帯数の増加

- 東住吉区の人口及び世帯数は近年減少傾向にあったが、令和2年度の国勢調査では前回の平成27年度と比べて人口及び世帯数ともに増加に転じており、推計人口でも増加傾向となっている（令和5年8月時点）。東住吉区の単身世帯数は平成27年度の国勢調査から約22%増加しており、単身世帯における65歳以上の高齢単身者の割合は約4割となっている。また、高齢者実態調査で65歳以上の単身高齢者の半数以上の方が孤立死を身近に感じていると回答していることなどから、気にかける・つながる・支え合う地域づくりが引き続き必要であるとともに、災害に対する不安の解消やいざという時の備えという点においても、日頃からの見守りの仕組みづくりは重要である。

障がい者手帳の所持者数の増加

- 東住吉区の障がい者手帳の所持者数については、年々増加の傾向であり、特に療育手帳と精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は平成30年度末から令和4年度末までの4年間でそれぞれ約1.3倍となっている。障がいのある人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことが必要である。

地域福祉活動の担い手の不足

- 地域福祉実態調査では約6割の人が地域福祉活動への関心を持っているが、「参加したことがある」「現在も参加している」と回答した方は約2割となっており、地域福祉活動への参加の促進や地域福祉活動にかかる情報発信が必要である。

さまざまな相談支援機関の周知不足

- 東住吉区の区民アンケートでは、身近な地域でのつながり・助け合いについて、約4割の方が「あまり感じない」「感じない」と回答し、約4割の方が、福祉や介護に関して身近に相談できる方がいないと回答している。また、区内の各地域にある福祉・介護などの困りごとに対する「地域相談窓口（地域福祉サポーター）」の認知度は全体で約3割と低い数値となっているが、「相談窓口が各地域にあること」に約8割の方が安心を感じているとの回答があり、子どもから高齢の方まで、障がいのある人や外国人など、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりのため「地域相談窓口（地域福祉サポーター）」の周知が引き続き必要である。困りごとを抱える前に相談できる窓口を知ってもらうことで実際に困りごとを抱えた際の円滑な相談支援につなげることができるため、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなど区内にあるさまざまな相談支援機関についても、継続して効果的な周知を行っていく必要がある。

生活困窮者の増加

- 生活保護受給世帯数は近年、大阪市全体では減少傾向にあるが、東住吉区では逆に増加傾向となっている。さまざまな理由により、生活困窮に陥ってしまう方が区内で多くなっていることがうかがわれることから、生活保護受給世帯の自立に向けた援助に加え、生活困窮に陥ってしまった方に対して、生活保護に至る前の段階からの支援の充実が重要である。

第3章 地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と推進目標

東住吉区の現状から見えてくる地域福祉の課題を踏まえ、地域福祉の取り組みを推進するにあたり、5つの基本的な考え方をもとに2つの推進目標を定めます。

この2つの推進目標に沿って、取り組みをすすめていくことで、地域住民や行政、様々な機関が協力し地域福祉を推進していくとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、大阪市地域福祉基本計画で定める基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざします。

(1) 5つの基本的な考え方

① 人権尊重の視点

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

② 住民主体の地域づくりの視点

住民が、主体的に地域づくりに関わることをめざします。

③ みんなで支え合う地域づくりの視点

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支え合うことができる地域をめざします。

④ 福祉コミュニティ形成の視点

主体性を持った住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様な仕組みと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

⑤ 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点

住民、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政がお互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取り組みを広げていくことをめざします。

(2) 地域福祉の推進目標

① 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

地域には世代や背景が異なる人々が暮らしていますが、「毎朝、あいさつしていたご近所の高齢者を最近見かけなくなったので気がかりである」などは、身近な地域に暮らすもの同士が、お互いがつながり、存在を認め合えるからこそ気づく日々の変化です。

さらに、災害などいざという時には、「どの家にどんな人が住んでいて、どこで救助を待っているか」などの重要な情報を安否確認や救助活動等に役立てることができます。

そのため、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を進めます。

アウトカム(成果)指標 くめざす状態を数値化した指標	令和5年度 の結果数値	令和8年度末 の目標数値
居住する身近な地域において 「声かけ」「見守り」「助け合い」「支え合い」 を感じている区民の割合： 令和8年度末までに63%以上	59.0%	63.0%以上

② 誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援の充実

だれもが地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、「不便さや生きづらさを感じたとき」に、だれかの手助けが必要となります。

しかし、解決が難しいさまざまな課題を抱えた人や、家族全体に支援が必要な人の中には、「どこに相談したらよいかわからない」と感じている人も多く、必要な手助けを十分に受けることができていない可能性があります。

さらに、自らSOSを発信できない人に対しては、周囲の人が気づき、手を差し伸べるとともに、解決が難しい場合には、適切な支援につなぐことも必要となります。

これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め「丸ごと」の支援を行うことができる仕組みをつくる必要があります。支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、「誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援の充実」に取り組めます。

アウトカム(成果)指標 くめざす状態を数値化した指標	令和5年度 の結果数値	令和8年度末 の目標数値
「地域相談窓口」を知っている区民の割合： 令和8年度末までに35%以上	32.4%	35.0%以上

第4章 取り組みの方向性と区役所が重点的に取り組む事業

少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化しています。また、いわゆる「8050問題」など、既存のしくみや、ひとつの相談支援機関だけでは解決できない、複合的な課題を抱えた人や世帯への支援が課題となっています。

こうした中、第2章の「東住吉区の地域福祉の現状と課題」および第3章の「地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と推進目標」を踏まえ、次のとおり取り組みの方向性を定め、重点的に取り組みを進めていきます。

(1) 気にかける・つながる・支え合う地域づくり（見守り支援の充実）

取り組みの方向性

- ① 住民主体の地域課題の解決力強化に取り組みます。
- ② 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進に取り組みます。
- ③ 災害時に備えた地域におけるつながりづくりを進め災害時における要援護者への支援に取り組みます。

主な取り組み

【1】各地域における「気にかける・つながる・支えあう」意識の普及・啓発

「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」の実現に向け、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の区民に対して身近な地域でのつながりの大切さを実感し、さまざまな地域課題に対する住民主体の活動の支援に取り組みます。

- ・地域福祉活動推進事業による地域福祉活動に対する普及・啓発
- ・日常生活の中で防犯意識をもって周りを注意してもらう取り組みの推進

【2】地域住民による見守り活動への支援

身近な地域での見守り活動が、災害等のいざという時の備えにもなるように、民生委員・児童委員や地域活動協議会を構成する地域団体や区民など様々な活動主体がつながることで活発に行われるとともに、こうした活動をより多くの区民が知り、活動に参加することで、活動を担う区民相互の交流促進や近所に顔見知りの人がいるという安心感の向上につながるよう、地域団体等と連携して支援に取り組みます。

また、地域福祉サポート事業の実施を通じて、地域福祉サポーターの地域事情に精通していることや地域住民に身近な存在という強みを生かして地域における見守り活動

の充実に努めます。

- ・地域活動協議会への補助金の支出や専門的な知識やノウハウを有する支援員による地域活動への支援
- ・地域福祉サポート事業による見守り相談室と連携した地域の見守り活動の充実

【3】各種機関が連携した見守り体制の強化

大阪市では「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施し、区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置し、地域における見守り体制の強化、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を図っています。東住吉区でも見守り相談室が自らSOSを発信できない人を地域と連携して発見し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、民生委員・児童委員等と連携し支援につなげています。

制度のはざままで単体の支援機関では支援が困難な要援護者に対して適切な支援につなげられるよう、各種専門機関が連携して支援する体制の充実に取り組みます。

- ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業によるライフライン事業者との連携による見守り・安否確認

【4】高齢者のつながりづくり・通いの場づくり

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざします。

在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に、ボランティアが地域施設において会食等の世話をすることにより、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図ります。また、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防やフレイル予防、社会参加を促進します。

- ・生活支援体制整備事業による高齢者の介護予防やフレイル予防、社会参加の促進
- ・いきいき百歳体操の開催支援やはつらつ脳活性化元気アップ講座の開催
- ・高齢者食事サービスやふれあい喫茶への開催支援

【5】子ども、子育て支援のネットワークづくり

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、身近に相談できる相手がなく社会的に孤立し、育児不安やストレスを抱える子育て世帯が増加しています。また、児童虐待をはじめ、不登校児童の増加、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子育て世帯をとりまく課題が多様化してきています。こうした世帯に対して、気軽に相談できる機会や子育て世帯どうしの交流の場を提供するため、学校、こども相談センター等の関係機関に加え、地域団体、NPO、主任児童委員などとの連携を強化して子育てにかかわる相談支援の充実に取り組みます。

- ・子育て支援事業や子育て OH えんフェスタ事業による子育て支援連絡会等の関係機関と連携した子育ての不安感の軽減
- ・地域での親子サロン、子育てサロンなど子育て世帯の交流の場の開催への支援
- ・関係機関との情報交換や情報提供による子どもの居場所づくりへの支援
- ・未就学児のための子育て支援事業による認可外保育所等との関係づくり

- ・要保護児童対策地域協議会における虐待予防、早期発見・対応、保護・支援
- ・こどもサポートネット事業による教育・福祉分野の支援

【6】災害に備えた要援護者等への支援の充実

災害に備えた対策ができていない区民の割合を高めます。また、地域での自主的・自律的な防災訓練の実施にあたっての支援を行います。

要援護者の見守りネットワーク強化事業により、災害時のいざという時の備えにもなるよう日ごろからの見守り活動の充実を図るとともに、避難行動要支援者についての個別避難計画の作成に取り組みます。

- ・地域での防災訓練への支援
- ・見守り相談室による各地域における要援護者に対する見守りや助け合い活動の支援
- ・個別避難計画作成による避難行動要支援者への支援

(2) 誰でも・いつでも・なんでも言える相談支援の充実

取り組みの方向性

- ① 相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、受け止めることができる相談支援の充実に取り組みます。
- ② 複合的な課題等を抱えた人への支援に取り組みます。
- ③ 虐待防止の取り組みの推進、成年後見制度等の利用促進を進め権利擁護支援の強化に取り組みます。
- ④ 相談支援を支える人材の育成・確保、社会参加に向けた支援に取り組みます。

主な取り組み

【1】住民に身近な相談窓口の設置

住民主体の地域課題の解決力強化を図り、地域における見守り活動及び支援の充実の推進を目的として、小学校区域ごとに「地域相談窓口（地域福祉コーディネート機能を担える人材（地域福祉サポーター）を配置）」を設置し、高齢者等の日常生活における“困りごと”への相談対応や複合的な課題を抱えた人を相談支援機関につなげるための連絡調整などを行っています。

地域福祉サポーターの地域事情に精通していることや地域住民に身近な存在という強みを生かして地域における相談支援の充実に努めます。

- ・地域福祉サポート事業による日常生活における“困りごと”への相談対応の充実

【2】さまざまな課題等を抱えた人への相談支援の充実

生活に困りごとを抱えた方や社会参加や自立についての課題を抱えた方などに対し

て、包括的な相談・支援を行います。

複合的な課題を抱えた人に対しては、「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど適切な支援につなげ、課題解決に努めます。

- ・総合的な支援調整の場（つながる場）の開催による、生活困窮者への支援、制度の狭間に陥っている方への支援、社会的つながりが希薄な世帯への支援

【3】生活困窮者自立支援の強化

近年、社会経済情勢の変化により、不安定な雇用形態で働く方が増えています。特に令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、失業や離職などにより生活困窮に陥ってしまった方が増加しました。こうした状況の中、生活困窮に陥ってしまった方が、生活保護に至る前の段階から、自立した生活を送ることができるよう支援していくことが重要です。

また、生活困窮者とは単に経済的困窮に陥った方だけではなく、住まいや仕事、家族のことなど、さまざまな困りごと・悩みを抱えた方も該当します。こうした方々の気持ちに寄り添いながら自立に向けた相談・支援を行うとともに、「困窮すれば相談があるもの」という前提ではなく、区関係部署や民生委員・児童委員、区見守り相談室、その他関係機関と連携した積極的な働きかけなどアウトリーチ機能の強化を図ります。

- ・「生活自立支援相談窓口（東住吉区くらしサポート）」の開設
- ・日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと）
- ・生活困窮者シェア会議、生活困窮者支援会議の開催

【4】妊娠期から切れ目のない子育て支援（こども家庭センターによる伴走型の子育て支援）の充実

子育て家庭に対して情報提供を行い、状況に応じた適切な支援・相談を行うことにより、子育て不安の軽減に取り組みます。

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得と近隣住民との交流を深めることにより、出産後の養育者の孤立化や育児不安を軽減し、将来的な児童虐待の防止につなげます。

出産後の育児のためには養育者の心身の健康が不可欠であるため、健康講座を実施し、生活習慣病予防の助言を行うことにより養育者の健康の保持増進に努めます。

発達障がい児(疑い)の早期発見を目的に、心理相談員を配置し、常時相談できる体制を構築します。また、保護者が遊びを通して子どもの発達を促す関わり方等の学びの場（すくすく教室）を設け、育児不安や育児困難感の軽減を図ります。

保育事業施設や幼稚園等に属さない幼児がいる世帯に対し、調査やアウトリーチにより乳幼児の健康状態や養育状況を把握し、支援を要する場合には関係先につなぐなど、未就学児のための子育て支援に取り組みます。

- ・子育てOH えんフェスタの開催
- ・未就学児のための子育て支援事業、4歳児訪問事業等による妊娠期から切れ目のない子育て支援の実施
- ・要保護児童対策地域協議会の運営
- ・こども家庭センターによる伴走型の子育て支援の実施

【5】障がい者の相談支援の充実

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支え合う社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

こうした社会の実現のためには、既存の地域資源を最大限活用しながら、各相談支援機関、事業者等の連携を図り、相談支援体制を充実していくことが必要です。

そのため、障がい者福祉に関するシステムづくりを協議する中核的な協議の場として設置されている東住吉区地域自立支援協議会に、区内にある相談支援事業所等が集まり、情報や課題を共有し、連携を強化することで、相談支援体制の充実に取り組みます。

- ・身体/知的障がい者相談員事業による相談に応じた必要な指導や援助
- ・地域自立支援協議会運営事業による、区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関との連携による相談支援の強化

【6】認知症の人にやさしいまちづくりの推進

社会の高齢化に伴って今後も増加していくと見込まれている認知症の人やその家族が安心して暮らし続けるためには、まず地域に暮らす人が認知症を正しく知り、理解することが大切です。

社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症に関する正しい知識と理解をもって地域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成に取り組みます。

また、認知症サポーターを対象としたステップアップ研修の受講を促進し、より高度な知識とスキルを持ったオレンジサポーターを育成するとともに、オレンジサポーターや認知症サポーター等が認知症の人やその家族への支援を行う「ちーむオレンジサポーター」の登録数の増加や活動支援に取り組みます。

- ・医師と医療・介護福祉の専門職で構成される認知症初期集中支援チーム（オレンジチーム）による早期診断、早期対応に向けた支援の促進
- ・認知症サポーターやオレンジサポーターの養成、ちーむオレンジサポーターによる認知症の人やその家族への支援
- ・生活支援体制整備事業による介護予防や生活支援
- ・認知症カフェの開催などによる認知症の人やその家族への支援

【7】虐待防止の推進、権利擁護支援の強化

要保護児童の早期発見やその適切な保護、要支援児童及びその保護者へ適切な支援を図るため、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとでの対応に努めます。また、DV 相談への対応及び DV 被害者の迅速な保護、生活再建に向けた自立を支援します。

高齢者や障がい者に対する擁護者による虐待を覚知した場合は、警察や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と協力して迅速かつ的確な対応を行います。

障がいや病気、要介護などケアを要する家族がおり、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを行う 18 歳未満の子どもであるヤングケアラーに関する相談

に応じるとともに適切な支援を行います。

また、認知症、精神障がい、知的障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人の意思と権利を擁護するため、成年後見制度の利用に関する相談や利用促進に向けた取り組みを進めます。

- ・要保護児童対策地域協議会の運営事業による児童虐待の未然防止・早期発見とフォロー体制づくりの強化推進
- ・ドメスティック・バイオレンス対策事業による被害者の迅速な保護及び各種法制度の利用に関する援助などの自立支援
- ・高齢者・障がい者虐待防止連絡会議の開催による関係機関等との連携強化
- ・ヤングケアラー相談窓口の設置による相談支援
- ・成年後見親族申立の意向確認および市長申立の実施

【8】真に必要な人に情報提供する効果的な広報・周知（情報発信の充実）

相談・支援を必要とする方が必要な時に適切な制度・サービスを円滑に利用できるようにするため、子どもから高齢の方まで、また障がいのある人や外国人にもアクセスしやすく、理解しやすい情報提供を行います。また、さまざまな媒体の活用やアウトリーチも含め、相談・支援を必要とする方の視点に立ったわかりやすい情報発信に取り組みます。

- ・地域包括支援センター、ランチ、障がい者基幹相談支援センター、民生委員・児童委員、生活困窮者相談支援窓口等の相談支援機関に関する効率的効果的な広報・周知の実施や必要に応じて一人ひとりに合った支援の案内を実施
- ・区広報紙、区ホームページ、X（旧 Twitter）等のさまざまな媒体での相談支援機関や各種支援策などの情報発信の充実・強化

【9】相談支援に関わる人材の育成・支援

近年、福祉課題が一層複雑化、多様化、深刻化しているなか、複合的な課題を抱えた人や世帯が増加しています。いわゆる 8050 問題や老老介護等の課題に加え、ヤングケアラーやダブルケア等の課題を有する世帯への支援にあたっては、分野横断的な対応に加え、相談支援に関わる人材のスキルアップが求められています。そのため、区内で相談支援に関わる人の連携促進とともに、人材の育成・支援に取り組みます。

- ・区地域自立支援協議会全体会（講演会）の開催、つながる場（総合的な相談支援体制の充実事業）でのスーパーバイザーからの助言、地域包括支援センター職員向け研修、地域でさまざまな活動を行っている団体等との情報共有等による連携促進や人材の育成・支援

第5章 東住吉区地域福祉計画の推進に向けて

(1) 東住吉区社会福祉協議会との連携

地域福祉推進の中核的な役割を担う区社協は、住民が抱える困りごとや生活のしづらさに目を向けて、課題への気づきを上げながら、解決をめざした活動を展開していきます。東住吉区役所と東住吉区社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくにあたって相互に連携・協働し、“子どもが輝き、みんながしあわせなまち”づくりのための取り組みを行います。

(2) 東住吉区地域支援システム

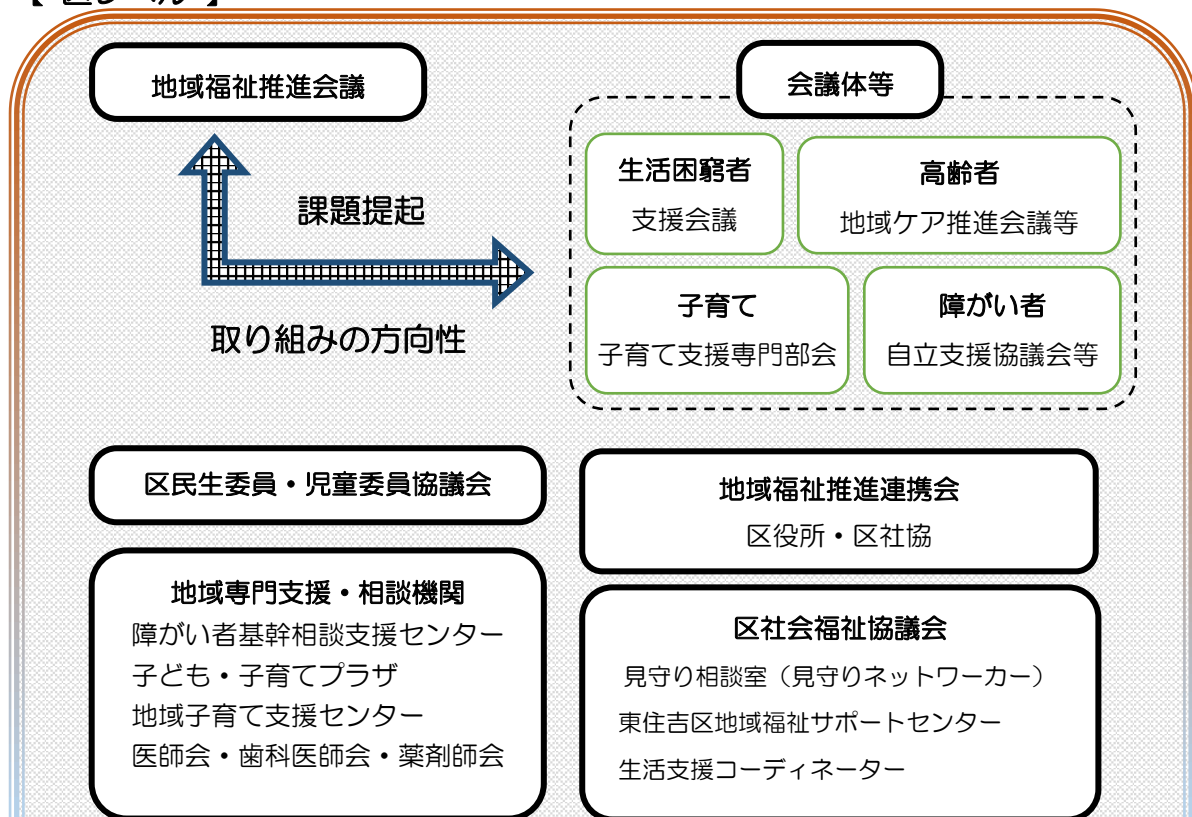
東住吉区内の小地域レベルでは概ね小学校区単位で、地域活動協議会、地域振興町会、地域社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、地域福祉サポーターなど様々な主体が連携して、地域福祉の取り組みが進められています。区レベルでは、共通した地域福祉に関する課題について、区社会福祉協議会をはじめ、さまざまな関係機関・団体などと連携・協働して取り組みを進めるとともに高齢者、障がい者、子育て、生活困窮者の各専門分野別の会議の場を活用しながら本計画の推進に努めていきます。

(3) 東住吉区地域福祉推進会議

本計画に基づく取組状況については、区民が安心してくらせる明るい福祉のまちづくりに資することを目的として、地域福祉全般に関する各種施策を推進するために、高齢者、障がい者、子育て、生活困窮者等の各専門分野の代表者等が参加する東住吉区地域福祉推進会議を設置し、会議の場において取組状況を報告し、定期的に評価・検証を行いながら取り組みを行います。

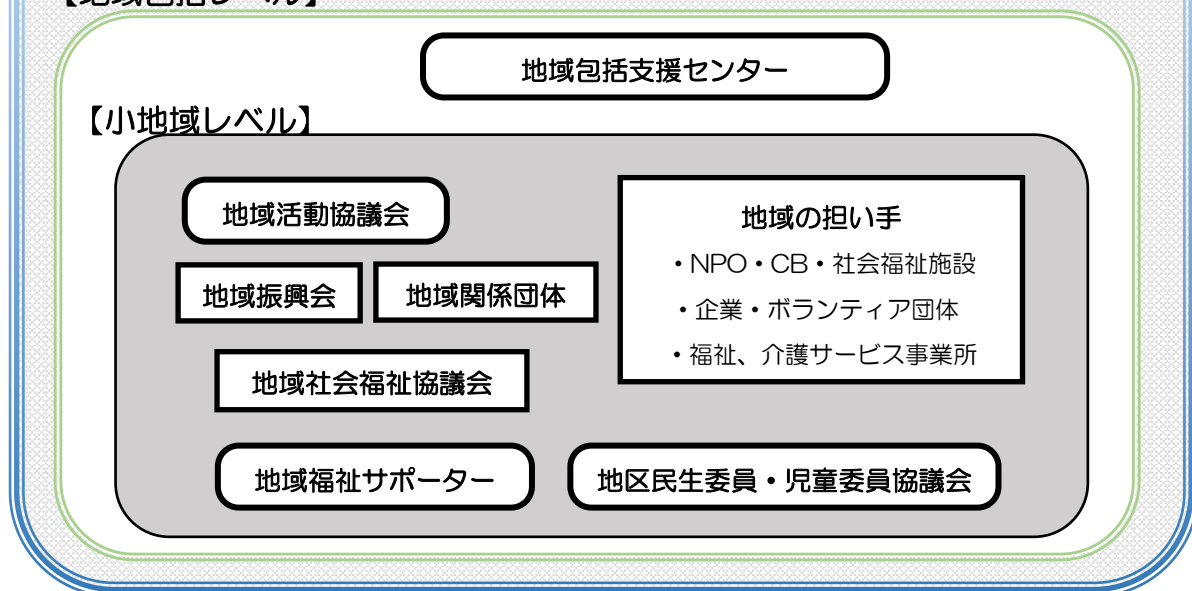
東住吉区地域支援システム図

【区レベル】



【地域包括レベル】

【小地域レベル】



相談・参画



支援

区民（地域）

東住吉区地域福祉計画
2024(令和6)年度～2026(令和8)年度

2024(令和6)年3月

発行：東住吉区役所保健福祉課（福祉担当） 電話：(06) 4399-9861
FAX：(06) 6629-4580

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

協力：社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会
電話：(06) 6622-6611
FAX：(06) 6622-8973